

教育界の謎シリーズ 3

# 望ましい中等学校

50 年前の教育方針

**2003.4.21**

札幌たのしい授業・研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道

丸山秀一

**[C] Maruyama Shuichi in vain**

## ■はじめに

敗戦の二年後の 1947 年新学制が発足し、それまでの中学校は新制中学校と新制高校に分離されました。1949 年文部省は『新制中学校・新制高等学校 望ましい運営の指針』（以降『運営の指針』と表記）を出し、新学制の改革方針を明示しました。現在の中等教育（中学校・高校）は、この方針でスタートしたのです。当時の文部省の意図は現在中等教育にとってすでに時代遅れのものとなっているのでしょうか。それとも今なおその目的は達成されていないのでしょうか。『運営の指針』に書かれていることを予想して考えてみましょう。

[質問]

新制高校は旧制高校同じようなエリート教育のためのものだったのでしょうか。それは、「入学者の選抜」方針を見ればわかります。では選抜方針にはなんと書かれていると思いますか。

予想

- ア 成績優良な生徒を中心に入学させる
- イ 希望する生徒全員を入学させる
- ウ 入学者選抜は各学校の方針に任せる

## ■新制高校

『運営の指針』は「多くの国民が新制高校を旧制中学のようなエリート教育機関と勘違いしている」と指摘しています。そして「収容力の最大限度まで国家の全青年の奉仕すべきで、選抜は経済復興までの害悪である」とし全入方針を明確にし、「専ら大学入学準備を目的とするような新制高等学校はあるべきでない」としていました。

### [質問]

それでは新制高校の中心となるのは、どのようなタイプの高校とされていたと思いますか。

### 予想

- ア 普通教育中心
- イ 専門教育中心
- ウ どちらも必要
- エ どれでもよい

## ■すべての青年のために

新制高校は「普通教育を主とする学校か専門教育を主とする学校、または普通教育と専門教育を合わせた総合型の学校のどれであってもよい」となっていました。しかし「地域の中には必ず普通教育と専門教育を行う学校がなければならず、高校がただ一校のみの地域にあっては、それは必ず総合型の学校でなければならない」となっていました。また「すべての公立新制高等学校は、働く青年のために定時制の教育を行わなければならない」ともありました。

### [質問]

このように新制高校はそれまでの旧制中学と大きなねらいの違いが3つありました。そのひとつが「地域社会のすべての青年の必要に応じること」で、残りの目標のうちひとつは「民主主義の理念の徹底」でした。では、もうひとつの目標はなんだったと思いますか。

### 予想

- ア 差別の撤廃
- イ 基礎学力の定着
- ウ 平和教育

## ■差別撤廃

『運営の指針』には差別の撤廃について何度も述べられています。

「中等学校は、性別や家族の社会的地位・経済状態または身分によって、どんな方法でも生徒を差別してはならない。家庭的背景がよいから、経済的状态がよいからといって、一部の生徒にとくに目をかけてやるようなことはあるべきではない。学校は、炭坑夫や農夫や漁夫の子女も、役人や実業家や学者の子女も同様にその人格と個性を尊重しなければならない」

「家族の社会的経済的政治的地位や門地によって生徒を差別してはならない」

「貧しいものが入学できないような授業料などの出費を求めてはならない」

おそらく旧制高校ではこういったことが行われていたため、こういった記述となったのでしょう。

「新制中等学校の授業料は無償とすること」を目指していたのも「経済的な差別をしない」というのが理由の一つでしょう。さらに「制服に関する姿勢を再検討し、制服を買えない生徒の登校を禁止したり、これに何かの差別をつけるようなことは、もちろん学校のすべきことではない」とも書いています。

[質問]

「差別の撤廃」が目標の一つの新制中等学校では「すべての生徒に同じ教育を保証」という画一的な教育が方針だったのでしょうか。教育方針はどうだったと思いますか。

予想

- ア 画一的な教育
- イ 個別的な教育
- ウ 特に言及されていない

## ■反画一教育

これについて『運営の指針』は「中等学校が標準的で画一的な教育を全生徒に施そうとすることは許されない」としてはっきりとした方針を持っていました。

「生徒は、一般的に定まった共通の必要を持っている上に、各自の必要や興味において非常に差のあるものである。学校は、これらの相違を見出し、可能な限りこれらを考慮に入れた教育を行う義務がある」

「学校は、そのすべての生徒に対して、正確に同じことを学び、同量同種の学習をなしとげ、また画一的で動きがとれない基準に合致することを期待してはならない」

「中等学校は、各生徒をその興味・態度・必要に基づいて、その個性に即した教育をしなければならない。そして、各生徒の個性を理解し、各生徒の素質・必要および興味に適した教育を行うにつとめ、各生徒の必要に応じるための多様の経験を与えることが必要であって、各生徒を同等の学力を示すものと考えてはならない。各生徒が上からの指示に唯々諾々としたがうかわりに、自分で考えた結果にしたがって正しく行動できるようになる程度にまで、質問や試験の技術を改良し、その可塑性の最高限度にまで各人を向上させるにつとめなければならない」

現在の中高等教育がこの方針と逆の結果になっているのが、どうしてなのか考えてみるのもおもしろいでしょう。

[質問]

学校での教師の仕事は授業だけでなく様々な事務的工作があります。このことについて『運営の方針』ではどのように述べられていると思いますか。

予想

- ア 事務的工作に関わって学校管理に積極的に参加すべき
- イ 事務的工作は教師と事務員が共同するのが望ましい
- ウ 事務的工作は事務室のすべきことである

## ■学校管理 事務編

『運営の指針』では次のように「教師の任務は〈教えること〉だけだ」として次のように書かれています。

事務室とそこに働く者とは〈校長と教師を助けて学校教育の目標を実現するための勤務を行う〉という第一の目的のためにつくさなければならない。管理はそれ自体を目的としてあるのではなく、教育の目的に奉仕するためのものである。

事務室が最も学校のためになる一つの道は、できるだけ多くの日常事務について責任を持つことである。教師の任務は一つ〈教えること〉にある。しかし、教師が事務職員でする方がよさそうな仕事に非常に多くの時間を費やしている場合が多い。文書の処理、学籍簿の保存、来訪者の応対、報告書の作成、資金の調達、備品補給品購入簿の保存、補給品の保存と分配、その他の日常事務は事務室のすべきことである。

また興味深いのは、「生徒にも教育活動の一環として、事務の経験をさせるのがよい。学資の必要な生徒に対しては、定期的に報酬を与えて雇用するのもよい」とされているところです。

### [質問]

学校管理といえば、校長の任務です。次のことからは、『運営の指針』に「校長の日常管理」としてあげられていると思いますか。

- ( ) 「校長室便り」を毎日発行する
- ( ) 毎朝一番に登校すること
- ( ) 毎日校舎を巡視すること
- ( ) 教職員会議の主宰

## ■学校管理 校長編

校長の日常業務は次のように示されていますが、現在これを実行している校長はほとんどいないような気がします。

「大きな学校では、校長室から日報を発行し、これを教室に掲げて、教室でこれを読んだり論じたりさせることは、通常賢明な方法である。この日報には、学校行事や職員会議その他生徒と教師に關係する通告をのせるがよい」

「校長は効果的にする範を自ら教職員に示さねばならない。例えば、校長は、特別の事情のあるほかには、毎朝一番に登校することが大切である。校長は、また、教師と語り、必要なときや望ましいときに生徒と会い、殆ど毎日校舎を巡視し、授業を監督し・・・」

また以下のように「校長による独裁」を諫めています。

「校長は、教育長から伝えられた教育委員会の方針に基づいて学校についての最終決定を行う権限を与えられているけれども、だからといってこの権限を自分勝手な独裁的な仕方で行使するものではない。教育は協力によって成り立つ働きであり、学校の主要目標の一つは民主的行動に導く経験を生徒に与えることにある。もし学校が独裁的であれば、この目標を実現することはできない」

さらに管理職の異動については、次のように異動間隔を長くすることを示していますが、これは成功しなかったようです。

教育は継続したものであり，比較的長期にわたる計画に基づいて行われることがどうしても必要である。（中略）

この趣旨によって校長と校長補佐を選任する衝にある者は，現在よく行われているような1年や2年で校長を転勤させるやり方を再検討しなければならない。

[質問]

現在高校には「主任」といわれる教師達があります。教科主任，学年主任，生徒指導主任，教務主任，進路指導主事，保健主事などです。では，これらの主任は『運営の指針』でも述べられていると思いますか。

- 教科主任
- 学年主任
- 生徒指導主任
- 教務主任
- 進路指導主事
- 保健主事

『運営の指針』では，現在の高校には存在しない主任についても述べられています。それはなんの主任だと思いますか。

## ■主任

『運営の指針』で述べられている主任は、教科主任、生徒指導主任、女生徒主任、学校図書主任、校内対抗・対校運動競技主任、学校給食主任、職業指導主任です。これらの主任の地位に管理上の意味はなく、あくまでも教師の一人です。だから「独裁的管理の弊害をなくすため」に「輪番で主任になるのも良い」とされています。現在の主任手当のようなものではなく、「主任の授業時数はほかの教師よりも1～2時間減らすこともあろう」という配慮があるだけでした。

「女生徒主任」は、中等学校の教師がほとんど男であることから設けることを指示しているもので、「すべての生徒に例外なく与えなければならない」給食についての学校給食主任と共に家庭科担当の女教師を想定していました。対抗競技主任は体育教師を想定したのですが、これも現在はありません。職業指導主任は、現在の進路指導主事とは違って、就職斡旋が専門の仕事でした。現在と違って進学指導は学校の職務ではなかったのでしょうか。

### [質問]

教職員に要求される資格として、一般的教養、教職的教養、専門的教養（教科）が求められるのは周知の通りです。では『運営の指針』が最も要求している教養はそのうちどれだと思いますか。

予想

- ア 一般教養
- イ 教職教養
- ウ 専門教養

## ■過去の反省から

『運営の指針』が「これまでの反省」として特に要求していた教師の資格は一般的教養におけるものでした。

「あらゆる教師は、その専門に教える方面が何であっても、すぐれた一般的教養を必要とする。これまでは、自分の専門の方面だけの仕事に満足し、教科の僅かな一部を教えるだけで、生徒の全体的な教育に対する貢献ということについては殆ど全く無関心の教師が多かった。生徒は人格全体として教育されるのであって、部分毎に別に教育されるのではない。教師は本来、青年を教育する人であって教科を教育する人ではないのである」

として「現在の社会に作用している社会的諸力について真の理解をもつ」ために「政治、歴史、社会学、経済学」を学び、「科学が生活に及ぼした恩恵を理解し、科学的研究法と科学的な物の見方に通じる機会をもつ」ために「生物と物理学」の一般的知識を学び、「現代の文化を理解評価する」ために「美術と音楽」を鑑賞したのしむことが必要で、「古典、現代文学」に対する理解とたのしみも要求されていたのです。さらに「教師が自分が学校にいたときに教えられたことや教科書にあるだけを教えていたのでは、教育は成功しない」として「時勢に遅れない」不断の研修も求めています。

また「専門的教養」では、「二つ以上の教科群を教えられだけの教養」が要求されていました。

[質問]

今度は教師の資質です。『運営の指針』は、「教師にふさわしい個人的素質」として特に3つのことを求めています。それはなんだと思いますか。

- ( ) 誠実
- ( ) 容姿
- ( ) 適応力
- ( ) 円満
- ( ) 幸福
- ( ) 統率力

## ■ 「教師は、教科の伝達者ではない」

『運営の指針』は「中等学校の教師は、自分の環境によく適応した円満で幸福な人でなければならない」として、適応力と人格の円満さと幸福を証紙の資質として特に求めました。そのほかに「望ましい個人的素質」として、次のように書かれていました。

- ・整った容姿
- ・他人と協力する能力
- ・幅広い興味
- ・教育に対する熱意
- ・生徒に対する深い興味
- ・統率力
- ・親切
- ・仕事に対する熱意
- ・聡明
- ・寛容と公明正大
- ・生徒や自分たちの仲間から尊敬を受けること
- ・民主的な態度と信念
- ・順応性
- ・気持ちの良い声
- ・ユーモアに対する感覚
- ・健康
- ・人間としての魅力
- ・情緒と自己統御
- ・独創力
- ・正直と信頼性
- ・進歩性

さらに、「教師は、教育を奉仕の生活とみる見解をもっているか」として、〈教育がサービス業であること〉を明確にし、「有能な教師は個々のあらゆる生徒個人に内在する価値を深く信じなければならない」として〈子どもへの信頼〉を宣言していたのでした。

[質問]

それでは学習指導についてはどうでしょう。『運営の指針』は、それまでの学習指導法を排除し、課題解決学習を導入していました。ではそれまでのどんな学習指導が問題とされたのでしょうか。

予想

- ( ) 詰め込み教育
- ( ) 画一性
- ( ) 暗記中心
- ( ) 形式主義
- ( ) 指導要領盲従
- ( ) 押しつけ

## ■過去の反省 学習指導編

『運営の指針』が指摘する過去の学習指導法の反省は、つぎの通りです。

- ・ 詰め込み教育
- ・ 暗記中心
- ・ 学習態度などを問題にする形式主義
- ・ 指導要領や教科書への盲従
- ・ 独裁的な教師
- ・ 「読み物は国語」というような教科の枠へのこだわり

では、現代の教育現場ではどうでしょう。結果として排斥されたのは、効果的な面を否定できないドリルなどの暗記教育だけで、そのほかのものは、今も教育の現場そのままではないのでしょうか。

『運営の指針』は進級や卒業の認定においても、教科の成績による画一的な判断を避け「学習活動において生徒が満足な進歩を示さない場合には、その罪は教師か学校にあるということが非常に多いという事実を忘れてはならない」とし、新制高校における卒業基準は「単位制の条件に合っていること」としながらも、「個人指導と補習教育が行われるならば、実際には、すべての生徒が卒業できるはずである」としています。

[質問]

この『運営の指針』では、学級の定員を何名ぐらいとしている  
と思いますか。

予想

ア 25名

イ 30名

ウ 40名

エ もっと多い

## ■学級定員

明治に学校教育が始まったとき、一クラスの定員は25名が理想とされていました。そしてこの『運営の指針』では、「授業では40名、ホームルームでは30名」とされています。また、「全生徒用の靴箱とロッカーの配置」も述べられています。

最近の子ども数の減少により、40人学級は実現しました。これからもクラスの定員は減るのでしょうか。あなたはどのように思いますか。

### [研究]

あなたは50年前の中等学校の教育方針を知ってどう思いましたか。今でもそれは新鮮なものだったでしょうか。それともはや時代遅れのものだったでしょうか。みんなの意見を出し合いましょう。

## ■おわりに

職場の組合新聞が『運営の指針』の「教師の資格」を取り上げて「教師は一般教養を高めねばならない」と書いてあったのを見たのが、これを調べるきっかけでした。『運営の指針』は古書店で入手できますが、組合系の民主教育研究所で復刻しているものを購入しました。

50年前の文部省の方針は、今となってはおかしなものもありますが、理想に燃えていたものも多く見受けられます。しかし、ここに書いてあることがすべて実現したとしても、今の教育問題を

解決することはできないでしょう。ここには「教育の主役は生徒」という観点が抜けています。

さらに、このレポートを書きながら痛感したのは、「理想よりも具体的解決方法こそが大切」ということです。教師がいくら努力して教養あふれる人になったところで、教育の荒廃は止まることはありません。すでに現在の教育自体が時代遅れのものとなっているのです。「教育を作り直すこと」ことこそがいま求められているのです。そしてその具体的解決方法が、仮説実験授業によって示されているのです。

未来の教育を上げるために、文部科学省がなすべきことは、『運営の指針』を徹底すべきことではありません。未来を作る仕事は、実験的なものでしかあり得ません。だから、実験的な取り組みに対して規制緩和をすることなのです。

## ■文献

民主教育研究所編『いま、読む「新制中学校新制高等学校 望ましい運営の指針」』 民主教育研究所 2002.8 1200円

丸山秀一

[kasetsu.maruyama@nifty.com](mailto:kasetsu.maruyama@nifty.com)

*I did it in vain,  
Though I am still trying.*